

開発行為許可書

倉敷市指令開第

号

様

平成 年 月 日付けで申請の開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により下記の条件を付して許可する。

平成 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	(電話)
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日 (許可の日から か月以内)
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日 (許可の日から か月以内)
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己の居住 自己の業務 その他
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	都市計画法第34条第 号 該当(該当項目)
	9 その他必要な事項	
受付年月日	平成 年 月 日 第 号(登録番号 倉第 - 号)	
許可に付した条件	別紙のとおり	
1 この許可について不服があるときは、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に倉敷市開発審査会に対して審査請求をすることができます。		
2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。		

(注) 工事にあたっては、別添「注意事項」に留意して施行してください。